

第24回ARF閣僚会合 議長声明 (和文骨子)

冒頭 (パラ1～2)

2017年8月7日、第24回ASEAN地域フォーラム（ARF）閣僚会合がフィリピンのマニラにおいて開催された（議長：カエタノ・フィリピン外相）。本会合には、全てのARFメンバーの代表者が参加した。

ARFプロセスの概観 (パラ3～6)

閣僚は、アジア太平洋地域の政治・安全保障分野の相互の関心・懸念について建設的な対話及び協議を行うための、主たるフォーラムとしてのARFの重要性を強調した。

閣僚は、地域の安全保障上の課題及び新たな安全保障上の脅威に有効に対処するための地域の取組に寄与してきたハノイ・アクションプランの実施における進展を感謝の意をもって留意した。閣僚は、それぞれの優先度に応じ、同アクションプラン記載の残されたアクション及び現在のARFワークプランの包括的実施の確保の重要性を強調した。

閣僚はまた、特に信頼醸成措置の強化と同時に実施されている2014年以降の予防外交に関する取組により形成されたモメンタムをはじめとするARFの3段階のアプローチの大幅な進展について、感謝の意をもって留意し、2001年に採択された予防外交の概念やARFビジョンステートメントにも反映されたARFの原則とも整合する予防外交に関するARFワークプランにのっとり、更なる予防外交の活動を通じてこれをさらに高めることの重要性を強調した。

ASEAN設立50周年を迎えるにあたり、閣僚はARFのアプローチを信頼醸成から予防外交、ひいては紛争解決へと進展させるための取組開始の適時性に留意した。また閣僚は、地域の安全保障枠組みの文脈においてARFがASEANの中心性を維持することが不可欠である旨留意した。

地域及び国際情勢に係る議論の主要論点 (パラ7～15)

パラ7 (核)【全文仮訳】

閣僚は、核不拡散、核軍縮及び原子力の平和利用並びに化学兵器の備蓄廃絶及び不拡散に関する国際社会の協力を強化していくことの重要性を再確認した。一部の閣僚は、2017年7月7日にニューヨークの国連本部において核兵器禁止条約が採択されたことに留意した。また、閣僚は、ASEAN憲章、東南アジア非核兵器地帯条約に記されているとおり東南アジアを非核地帯及びその他全ての大量破壊兵器のない地域として維持することの重要性を再認識した。閣僚は、安全性、核セキュリティ及び不拡散の基準を満たす原子力の平和的利用の推進の重要性を確認した。閣僚は、原子力規制機関に係るASEANネットワーク（ASEAN TOM）を調整の中心としたASEAN及びIAEAの公的な協力体制の構築するASEANの意志に留意した。閣僚は、また、化学兵器禁止機関（OPCW）に、1997年の制定以来の化学兵器禁止条約（CWC）の条項の履行ための確固とした取組を従

した。閣僚は、2017年4月26日に20周年を記念したOPCWに祝意を表した。

パラ8（北朝鮮）【全文仮訳】

閣僚は、この地域全体、さらにはこの地域を越えた平和と安定に影響を与えうる緊張の重大なエスカレーションをもたらした、北朝鮮による直近の2017年7月4日及び28日の大陸間弾道ミサイル（ICBM）の試射、過去の複数の弾道ミサイル発射並びに2016年の2回の核実験を含む朝鮮半島における最近の動向に対して、重大な懸念を表明した。閣僚は、北朝鮮に対し、関連する国連安保理決議の下での義務を、即時かつ完全に遵守することを求めた。複数の閣僚は、平和的な方法による、完全で、検証可能な、かつ、不可逆的な、朝鮮半島の非核化への支持を強調し、自制を求めるとともに、緊張を緩和させるための対話に資する条件を醸成することの重要性を強調した。複数の閣僚は、拉致問題の即時解決を含む人道上の懸念に対処することの重要性を強調した。複数の閣僚はまた、南北関係の改善及び朝鮮半島の恒久的平和の確立のためのイニシアティブへの支持を表明した。朝鮮半島の情勢に対処し得る方法として、2つの提案、「ダブル・フリーズ及び並行的進捗」及び「段階的」構想に出席者の関心を向けるよう呼びかけがあった。

パラ9（南シナ海）【全文仮訳】

閣僚は、ASEANとパートナー国との間で海洋に関する協力が向上していることを歓迎した。閣僚はまた、ASEANと中国との間の協力が改善していることを温かく歓迎し、効果的な南シナ海行動規範（COC）の締結に向けた作業を促進するCOCの枠組みに関する交渉の完了に勇気づけられた。閣僚は、南シナ海を平和で安定的で持続可能な発展をもたらす海洋とすることから得られる利益を認識した。

パラ10（南シナ海）【全文仮訳】

閣僚はまた、一部のメンバー国から表明された懸念に留意し、その観点から、相互の信用及び信頼を高め、活動の実施に当たっては行動を自制し、状況を複雑化させ得る行動を回避し、武力による威嚇又は武力の行使に訴えることなく、1982年の海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）を含む普遍的に認識された国際法の諸原則に従って、紛争の平和的解決を追求することの重要性を再確認した。閣僚は、南シナ海における平和、安定、安全並びに航行及び上空飛行の自由を維持することの重要性を再確認した。閣僚はまた、「南シナ海行動宣言（DOC）の履行に際しての南シナ海における洋上の緊急事態に対応するためのASEAN諸国と中国の外務省の政府高官の間のホットラインのためのガイドライン」の運用開始を歓迎し、成果を早期に得るためのもう一つの方法、すなわち、南シナ海における「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」（CUES）の適用に関する共同声明の早期の運用開始を期待した。閣僚は、DOC全体としての完全かつ効果的な履行の重要性を強調した。

パラ11（海洋）【全文仮訳】

閣僚は、海洋安全保障、海上の安全、海洋環境の保護、違法漁業及びその他の海上犯罪に

係る問題に関して、ARF並びにAMF、EAMF、ADMM、ADMMプラス及びアジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）といったその他のASEAN主導のメカニズムを通じた国際的・地域的な協力及び建設的な対話の強化の必要性に留意した。閣僚は、さらに、能力構築支援、共同訓練、海洋状況把握（MDA）を含む情報交換及びその他関連のイニチアチブによる海上法執行機関間の協力強化の重要性を留意した。閣僚は、本年後半にジャカルタにおいて開催される第7回AMF会合及び第5回EAMF会合を期待した。

パラ12（テロ）

閣僚は、あらゆるテロ行為を非難するとともに、犠牲者とその家族及びテロ行為の対象とされた人々と政府に対する深甚なる哀悼の意を捧げた。閣僚は、ASEAN反テロリズム条約（ACCT）の効果的な履行へのコミットメントを再主張した。

パラ13（中東和平）

閣僚は、中東地域の平和と安定の達成に向けたイスラエル・パレスチナの紛争の包括的、正当かつ持続可能な解決の必要性を改めて表明し、永続的な平和を達成するための直接交渉の再開に向けた前向きな行動を積極的に行うよう、双方に求めた。閣僚は、東エルサレムを首都としたパレスチナ国家独立に係るパレスチナ人の正当な権利とパレスチナとイスラエルが1967年以前の境界に基づいて平和かつ安全に共存する二国間解決の実現を全面的に支持した。

パラ14（災害救援、ASEAN 防災人道支援調整センター）

閣僚は、第28回ASEAN首脳サミットで「ASEANとしての一つの対応（One ASEAN One Response）に関するASEAN宣言」が署名されたことを歓迎した。閣僚は、域内外の災害への効果的な対処のため、ASEAN内の多様なセクター及びステークホルダーによる個別的及び集団的な協力の重要性を再確認した。

パラ15（環境）

閣僚は、気候変動対策及び災害リスクの軽減が地域の持続可能な開発に不可欠であることに配慮し、昨年11月のパリ協定の発効に留意するとともに、パリ協定の実施のための更なる交渉の進展を求めた。また、閣僚は、防災グローバルプラットフォーム2017の開催及び仙台防災枠組2015の履行の努力を歓迎した。

これまでの会期間活動（2016～2017）のレビュー（パラ16～19）

閣僚は、2016年から2017年におけるARFのトラック1の活動を満足の意をもって留意し、個別の活動の成果を歓迎した。

閣僚は、軍民の協力及び調整を強化する手段として、また、拡大ASEAN防衛相会議（ADMMプラス）の取組を補完するために、ARFにおける防衛・安全保障協力を強化することの重要性を再確認した。

(参考)本議長声明に言及のある活動のうち、日本が共同議長を務めたものは以下のとおり。

●海上安全保障に関する会期間会合（共同議長：日本、フィリピン、米国）

次期会期（2017. 8～2018. 7）の活動プログラム（パラ20～26）

パラ21 閣僚は、シンガポール及びニュージーランドが次期会期でARF-ISM議長を務めることを歓迎した。

パラ22 閣僚は、2016～2017年会期における進展を歓迎した。また、各会期間会合等に関する各国のイニシアティブを歓迎し、期待を示した。

(参考)以下の活動においては、日本が共同議長を務める予定。

●不拡散・軍縮会期間会合（共同議長：日本、インドネシア、韓国）

●国防大学校長等会議（共同議長：日本、フィリピン）

パラ23（サイバー）

閣僚は、マレーシア、シンガポール及び日本によるサイバーセキュリティISMの設立のための共同の提案を歓迎した。

パラ24 閣僚は、ベトナムと日本が、ARF専門家/著名人会合の議長を務めることを歓迎した。

パラ25 閣僚は、次期会期におけるARFのトラック1の活動リストを採択した。

パラ26 閣僚は、以下の声明を採択した。

- 薬物問題対策における協力の促進に関するARF閣僚宣言
- 違法漁業の予防、抑止及び排除に関するARF閣僚宣言

ARFプロセスの将来の方向性（パラ27～34）

パラ27 閣僚は、シンガポールが2018年1月1日からARFの議長国を務めることを歓迎した。

パラ32 閣僚は、サイバーセキュリティに関する会期間会合のコンセプトペーパーを承認し、会期間会合の新たな立ち上げに合意した。